

小矢部市津沢コミュニティプラザ（令和5年10月1日改定）

改 定 後		現 行	
(単位：円)		(単位：円)	
施設名	基本使用料（1時間あたり）	施設名	基本使用料（1時間あたり）
多目的ホール（A面）	<u>680</u>	多目的ホール（A面）	<u>450</u>
多目的ホール（B面）	<u>680</u>	多目的ホール（B面）	<u>450</u>
控室 1	<u>60</u>	控室 1	<u>40</u>
控室 2	<u>60</u>	控室 2	<u>40</u>
控室 3	<u>50</u>	控室 3	<u>30</u>
会議室 1	<u>210</u>	会議室 1	<u>140</u>
会議室 2	<u>210</u>	会議室 2	<u>140</u>
会議室 3	<u>140</u>	会議室 3	<u>90</u>
和室 1	<u>180</u>	和室 1	<u>120</u>
和室 2	<u>120</u>	和室 2	<u>80</u>
調理実習室	<u>270</u>	調理実習室	<u>180</u>
備考		備考	
1から3 略		1から3 略	
4 使用時間に1時間に満たない端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものの_____とする。		4 使用時間に1時間に満たない端数が生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。	